「食育大県ちば」めざせ―「命のつながり」理解を

ちばぎん総合研究所 受託調査部研究員 大矢 麻里江

2005 年 6 月に食育基本法が制定された。制定の背景には、社会環境の変化やライフスタイルの多様化に伴い、人々の「食」を大切にする心の欠如、不規則な食事や栄養バランスの偏った食生活の増加、日本の伝統ある食文化の喪失などが顕在化してきたことへの対応がある。

同法の制定を契機に、食育に対する人々の関心が高まっており、国では 内閣府、農林水産省、厚生労働省、文部科学省が連携し、国民運動として の食育を目指しさまざまな施策に取り組んでいる。また、地方自治体も食 育推進基本計画策定などを進めており、企業の中にも食育に力を入れ、熱 心に活動を行っているケースも少なくない。

食育基本法では食育について、生きる上での基本であって、知育、徳育、 体育の基礎となるべきものと位置づけられているが、私自身は、食育とは、 食べ物を選ぶ力、料理をする力、味がわかる力、食べ物の命を感じる力を 身につけるよう教育することだと理解している。

これまでの食育の取り組みとして代表的なのは健康的な食生活に関する食育で、栄養バランスや健康的な食生活を送るための知識を身につけることが中心課題となっていたが、体験要素が欠けていたのが実態だ。これからの食育に必要なのは体験である。単に食に関する知識を身につけるだけではない、体験・体感できる実効性のある食育が求められている。

体験とは野菜の産地や酪農などの生産現場で、人間は農家の人たちが育てた野菜や米を食べて、乳牛から大切な牛乳を頂いていること、つまり「命のつながり」を理解することである。

ある食品小売企業では、顧客を野菜などの産地に招き、収穫体験や生産者との交流を行う食育体験学習を行っているが、参加者からは農家の方の毎日の苦労がうかがえた、今まで以上に感謝して野菜を食べるようになった、などの声が多く、体験活動でしか味わえない食べることの大切さを実感してもらえているという。

千葉県は都心に近く、600万人の人口が集積しているが、身近に豊かな海や大地の恵みを携えた農業・漁業大県である。07年の農業産出額も全国2位を奪還し、銚子漁港の08年の水揚げ高は25万トン超と3年連続で日本ーをキープしている。

消費者と生産現場が近く、現場を中心とした食育を行うには絶好のフィールドを抱えている。県は早くから食育の必要性を認識し、子どもの体力増強にも力を入れてきた。

その結果、文部科学省「平成 20 年度・全国体力・運動能力、運動習慣調査」で、県内の児童・生徒の体力は中学生が男女とも全国都道府県中第

1位となるなど、成果も挙がってきている。

また、08年11月に「元気な『ちば』を創る『ちばの豊かな食卓づくり』計画」を策定したばかりである。今後も消費者と生産者のつながりによって、生きていることを現場で勝ち取る食育、「命のつながり」を感じられる食育を、行政、企業、学校がタッグを組み、県民運動として盛り上げ、食育大県ちばを目指してほしい。

【食育基本法の概要】

1. 目的

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはくぐむ食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする。

2. 「食育」とは

- ① 生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- ② 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

3. 食育基本法制定の背景

- ①「食」を大切にする心の欠如
- ② 栄養バランスの偏った食事や不規則な 食事の増加
- ③ 肥満や生活習慣病(糖尿病など)の増加
- ④ 過度の痩身志向
- ⑤「食」の安全上の問題の発生
- ⑥「食」の海外への依存
- ⑦ 伝統ある食文化の喪失

4. 食育基本法における基本的施策

- ①家庭における食育の推進
- ②学校、保育所等における食育の推進
- ③地域における食生活の改善のための取組の推進
- ④食育推進運動の展開
- ⑤生産者と消費者との交流の促進、環境と調和の とれた農林漁業の活性化等
- ⑥食文化の継承のための活動への支援等
- ⑦食品の安全性、栄養その他の食生活に関する 調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進